

國學院大學學術情報リポジトリ

The entertainment function of Tokugawa Akitake's house "Tojo-tei" garden : succession of the Edo-period in the nobility and feudal lords

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2023-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: Koderu, Akihiro メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00000163

旧徳川昭武庭園（戸定邸庭園）の饗応機能

— 大名華族家における江戸時代の継承 —

小寺瑛広

はじめに

江戸時代の大名庭園は、儀礼と交際、そして饗応のための空間であったとされる。^①そこでは御成や宴などの饗応だけでなく、家臣などへの「御庭拝見」も行われ、水田や畑での稲や野菜の栽培、御庭焼の作陶などの生産活動の場でもあった。^②しかし、明治時代に入り、大名庭園はその役割を終え、そのほとんどが消えていった。そのようななかで、例外的にほぼそのままの規模で残された紀伊藩中屋敷（現・赤坂御用地）に注目した

近藤壮氏は、園遊の場という機能の近代への継承と、紀伊徳川家の大名庭園「西園」と赤坂離宮で行われた行事との連続性を指摘している。^③また、金行信輔氏も、江戸から明治にかけての武家庭園に注目し、近代の華族社会の社交と饗宴の場として機能していたとする。^④

明治時代に入ると、大名庭園のような回遊機能を有する庭園が作られなくなり、替わって近代数寄者の庭園に代表される「天然派築庭法」^⑤が主流となっていく。^⑥尼崎博正氏は、山縣有朋の作庭に芝が用いられた点を挙げ、「園遊会など大勢の客を接待する空間としての芝生広場は、江戸時代の大名庭園でも不

可欠な要素であった」とする⁷⁾。そして白幡洋三郎氏は、明治時代になって大名庭園は衰退するも、別の後継者によって園遊の理想は継承されたとし、小川治兵衛が作庭した無鄰庵庭園には、「回遊」機能や、大名庭園の意匠が採り入れられていると指摘する⁸⁾。

これらの研究は、江戸時代の大名庭園と明治時代とを連続してとらえようとする点で、きわめて重要である。近藤氏・金行氏の研究は「もと大名庭園」という場の持つ機能が、尼崎氏・白幡氏の研究は、意匠や造形面が受け継がれたと指摘する。しかし、使用者で見た場合、赤坂離宮は大名庭園が皇室の庭園として転用された事例である。また、意匠を受け継いだとされる近代数寄者は、大名庭園を用いていた「もと大名」ではない。そこには、明治期に「もと大名」大名華族⁹⁾がどのように庭園を使用していたのか、という未解決の疑問が浮かび上がってくる。

本稿では、最後の水戸藩主(一一代)であった徳川昭武(一八五三—一九一〇)の私邸・戸定邸(国指定重要文化財)の庭園利用から、これらの問題に迫ってみたい。戸定邸は明治一七年(一八八四)に建設され、その庭園は「主屋の南に広がる芝生地と植樹・広葉樹に覆われた簡素な意匠・構成に加えて、江

戸川・富士山を借景とするなど、明治期の庭園の特質をよく表している点で重要」として、平成二六年(二〇一四)一月二日に答申が行われ、翌年三月一日に国指定名勝となった¹⁰⁾。

庭園の構造については、典型的な書院造庭園である一方、建物のすぐ側まで芝生を植え付ける点や、円錐形樹形をもつコウヤマキが木立を成して主景を構成する点で西洋庭園との関連が指摘される¹²⁾。

江戸時代からの大名庭園を華族家の庭園として継承・転用したわけではなく、新たに明治期に築庭された戸定邸庭園は、もと大名である徳川昭武によって、どのように使用されていたのであるうか。戸定邸詰徳川家職員の手によって書き継がれた「戸定邸日誌」(以下、「日誌」と略する)を中心に、時に昭武の日記「戸定備忘録」¹³⁾も参照しながら見ていきたい。

1. 「御庭拝見」

明治二〇年(一八八七)七月七日の「日誌」には「御庭拝見」の文字が読み取れる。以下、二七年間分の「日誌」からは「御庭拝見」や、これに類する語句が用いられた記事が二八件確認できる【表1】。このうち五例には、茶菓などの飲食提供

10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	年
明治31	明治31	明治30	明治30	明治30	明治29	明治24	明治24	明治20	明治18	西暦
11	10	10	8	3	4	5	4	7	1	月
6	16	28	26	17	6	26	11	7	19	日
1898	1898	1897	1897	1897	1896	1891	1891	1887	1885	西暦
		茶菓・ 遊戯								他要素
?	在	在	在	不在	不在	在	在	在	不在	昭武
陸軍一等軍吏	水戸徳川家職員家族	学習院教官・生徒		松戸警察署巡査	旧水戸藩士		役場員	千葉県属官	歩兵大尉	来訪者の立場
内拝欲退邸シタリ、 同六日半晴（中略）一、陸軍一等軍吏鈴木良時、行軍之途次、御機嫌伺トシテ出頭、御庭園	同十六日晴（中略）一、大串一族并二小梅邸御長屋ノモノ二十余名、西新田初たけかり帰途 参邸、御庭園拝観ヲ許サレ、夕飯ヲ賜リ、午后六時汽車ニテ帰邸セリ、（後略）	同二十八日晴（中略）一、学習院教官并二生徒五拾余名、遠足トシテ当地ニ至リ、庭園拝見 ノ為午后三時頃参邸、庭園ニテ茶菓ヲ供シ、生徒諸氏芝生ニテ種々ニ遊戯ヲナシ、充分ノ欲 ヲ尽シ、同四時半頃退庭セラレタリ、	同廿六日晴（中略）一、朝鮮人貫鉄ナルモノ、御園内拝観之為、当地有志者五名ト共ニ参邸 シタリ、	同十七日曇（中略）一、松戸警察署巡査一名、庭園拝見ノ為参邸セリ、	同六日晴（中略）一、旧水戸藩士関誠御機嫌伺トシテ参邸、御庭園内拝覧之上、午后一時帰 京セリ、（後略）	同二十六日曇（中略）秋山百太郎外一名御庭拝見トシテ参邸ス、（後略）	同十一日晴 此日役場員二名御庭拝見トシテ来ル、（後略）	同七日 晴 安蒜権左衛門、本県属官御庭拝見致度申込ニテ案内セラレタリ、（後略）	同十九日晴 千葉県駐在官歩兵大尉旗野如水巡回先参訪ス（戸山学校ヨリ御知己）、御留守 ニ付御庭ノ眺望ヲ拝見シ退邸ス、	史料原文

【表1】御庭拝見 事例一覧

や、遊戯などの要素が含まれるが、本稿では「御庭拝見」およびこれに類する語句を含む事例はあえて加えた。いづれにしても受け継がれていた機能は、

戸定邸庭園では、江戸時代の大名庭園でなされていた機能が、明治時代になっても受け継がれていたものである。

22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11
明治41	明治41	明治40	明治40	明治40	明治39	明治38	明治35	明治34	明治34	明治34	明治32
9	3	11	4	4	4	10	2	10	7	4	11
18	15	22	16	13	11	3	18	21	22	26	21
1908	1908	1907	1907	1907	1906	1905	1902	1901	1901	1901	1899
飲食					飲食		茶菓	茶菓			
不在	不在	?	不在	不在	不在	在	不在	在	在	?	不在
松戸町尋常小学校生徒	本邸近所	子爵	水戸徳川家職員	朝野新聞記者	凱旋軍人	(昭武関係者)	郡議會議員	学習院教官・生徒	千葉県参事官	千葉県視察官	(昭武関係者)
同十八日晴(中略)一、当町尋常五年生六拾名、運動之為メ御庭拝見トシテ参邸シタルヲ以テ煎餅一盆御下賜相成リタリ、但東風教師引率セリ、	同十五日晴(中略)一、福原脩ハ御用ニテ参邸、其節小梅住石塚某同伴、御庭拝見、午後五時四十四分発ニテ帰京セリ、(後略)	同廿二日曇(中略)一、華族牧野一成并ニ牧野貞亮庭園拝見トシテ来訪セリ、(後略)	四月十六日晴(中略)一、悠然亭員飯田長蔵、鈴木政次郎兩人ハ、巡回之途、宮村警察長案内ニテ御庭拝見トシテ参邸シタリ、	同十三日晴(中略)一、朝野新聞記者小神野道風、御庭拝見トシテ出頭シタリ、	同十一日晴(中略)一、凱旋軍人歓迎会総員三百四拾名ニ対シ、庭園縦覧ヲ許シ折詰赤飯并ニ祭奠餅ヲ餐シタリ、一、大串貫齋并ニ萬次郎、右御手伝トシテ参邸シタリ、一、安藤利吉・同善四郎兩人、手伝トシテ参邸シタリ、一、余興之為メ蓄音機壹台、天貴堂より雇入、御本邸より回送アリ、一、人足手伝トシテ大工清太郎、古ヶ崎寅吉、中山梅吉・米吉出頭シタリ、	十月三日晴(中略)一、平野宗七郎には御機嫌伺トシテ参邸、親族之者同伴、御庭園拝見之後、帰村シタリ、(後略)	同十八日晴(中略)一、当郡郡會議員廿三名、園内拝見トシテ参邸ス、因テ一同へ茶菓子等被下相成、(後略)	同廿一日晴(中略)一、学習院生徒六拾余名、船橋地方へ遠足ノ途次、御庭拝見トシテ参邸、庭前ニテ茶菓ヲ饗シ、御庭内ヲ通過シ午前九時三十分市川へ向ケ発程セリ、	同二十二日半曇(中略)一、千葉県参事官泰莊助御庭園拝見トシテ参邸シタリ、	同二十六日曇(中略)一、千葉県視察官西谷席二外三名、御庭園拝見トシテ参邸シタリ、(後略)	同二十一日晴(中略)一、花の井村藤井藤松外壹名、御庭拝見トシテ参邸之処、午後五時帰村シタリ、(後略)

28	27	26	25	24	23
明治45	明治44	明治43	明治43	明治43	明治43
5	6	12	11	5	2
19	12	6	23	8	13
1912	1911	1910	1910	1910	1910
				在	不在
水戸徳川家職員家族	園芸学校講師	水戸徳川家女中	水戸徳川家職員	順天堂医師・看護婦	海軍小主計
同十九日晴（中略）一、手塚任家内并ニ浅沼和男・同母及ヒ子供三人、御庭内拝見トシテ参邸、午後五時帰京シタリ、（後略）	同十二日晴（中略）一、園芸学校講師林脩巳、御庭拝見トシテ参邸セリ、（後略）	十二月六日晴（中略）一、御本邸女中おたか并ニおせき・おはな三名、御庭園拝見トシテ参邸、午後右御供ニテ帰京シタリ、	同廿三日曇（中略）一、塙勇并ニ神藏國造及ヒ萬次郎ハ紅葉拝見トシテ休暇ヲ以テ参邸、午後帰京シタリ、	五月八日晴（中略）一、阿久津医学博士ハ御機嫌伺旁々御庭園拝見トシテ医師中山某ニ看護婦後藤外式名同道ニテ参邸、昼餐后午後四時一分子爵様御同車ニテ帰京シタリ、一、福原脩ハ右接待之為メ参邸シタリ、（後略）	同十三日晴（中略）一、海軍小主計新井有仁外三名、御庭拝見トシテ参邸シタリ、

①御庭拝見を許された人々

では、「御庭拝見」を許されたのは、どのような人々であったのだろうか。まず一番多い六例が、水戸徳川家職員や旧臣、水戸藩出身者によって構成された組織など、水戸関係者である。これは江戸時代に家臣やその家族に対して拝観を許可していた事例に通じる¹⁶。藩主ではなくなったものの、華族家の一員とその職員（家職）、あるいは元藩主と旧臣という関係性のもと、前時代の文化が継承されていたのである。

次に多いのが、軍人（四例）である。昭武自身も陸軍少尉で

あつた時期があり¹⁷、また現在の市川市国府台にあつた陸軍教導団とも関係があつたためかもしれない。千葉県職員（三例）については、積極的な理由は見出せない。これに続いて、学習院が二例ある。明治三〇年（一八九七）当時、昭武の二男武定（松戸徳川家初代当主、子爵）や義理の孫圀順（水戸徳川家三代当主、侯爵）は東京高等師範学校に通つており、直接的なつながりは存在しないが、皇族・華族関係者という所縁であろうか。

以下、昭武関係者二、松戸町職員一、松戸署警察官一、松戸

町尋常小学校生徒一、東葛飾郡議會議員一、園芸学校講師一、昭武主治医一、新聞記者一、華族一、外国人一、本邸近所一、不明一となる。肩書きという属性で見た場合、一見ばらばらに見えるこれらの事例を、「松戸」という地縁のフィルターを通して見てみよう。仮に「松戸町関係者」として括ると、第二位の五例となる。このように考えると、御庭拝見には、地元との交流という評価も可能であろう。なお、園芸学校講師とは、隣接する千葉大学園芸学部庭園群整備に関わった林脩巳（一八七四—一九四五）である。また、華族である牧野一成子爵（旧田辺藩主家）・牧野貞亮子爵（旧笠間藩主家）については、同じ華族という以外に交流や積極的関係は見出せず、詳細は不明である。

②案内人・飲食提供の有無と昭武の在・不在

御庭拝見の際に、案内・接待役がいた事例が三例ある。明治二〇年（一八八七）七月七日に千葉県属官が御庭拝見を申し込んだ際には、地元有力者・安藤権左衛門が案内を務めている。また、明治四〇年（一九〇七）四月一六日に天龍院牧場（水戸徳川家が運営）にあった別荘悠然亭の職員二名が訪れた時には、松戸警察署の宮村豊警察長が案内をしている。さらに、明治四三年（一九一〇）五月八日の順天堂医師阿久津三郎（昭武

主治医）・中山茂樹医師・後藤米子看護婦らの御庭拝見では、水戸徳川家（本邸詰）の家扶福原脩が東京より「接待之為メ」来邸している。

このうち、明治四〇年の事例以外は、昭武も在宅しており、案内人の有無は昭武の在・不在とは直接の関係はないようである。また、茶菓や飲食の提供についても、昭武不在の事例は五例中三例あり、こちらも主の在宅と合わせて考察はできない。

御庭拝見を許された人々は、どのように庭園を楽しんだのだろうか。明治一八年（一八八五）一月一九日に千葉県駐在官歩兵大尉旗野如水が「御庭ノ眺望」を、明治四三年（一九一〇）一月二三日には水戸徳川家家扶塙勇らが「紅葉拝見」を楽しんだ様子が見られずかに窺える。日誌という史料の性格上、具体的な記述が見られないため、それ以上の詳細はわからない。

これらの御庭拝見の様子を想像するためにも、次章では、昭武や二男武定が接客・饗応に、庭園をどのように用いていたのか、その様子を探ってみよう。

2. 接客・饗応と庭園

「日誌」からは庭園を用いて接客や饗応を行っている事例が、

【表2】 饗応事例一覽

5	4	3	2	1	
明治27	明治26	明治25	明治25	明治18	年
4	10	10	5	11	月
3	15	16	22	8	日
1894	1893	1892	1892	1885	西曆
宴会・飲食	飲食・休息	休憩	立食	回遊	内容
在宅	不在	不在	在宅	在宅	昭武
平野宗七郎ほか職員家族	沼田順匡、安森權左衛門・夫人・同男利吉	水戸新青年会	水戸新青年会	岩倉具定公爵・香川敬三・山口正定・長田桂太郎・徳川篤敬侯爵	来訪者の立場
及ヒ小使、長屋之表ニ至ル迄、庭中ニ於テ酒ヲ振舞、	「日誌」同三日晴（中略）一、御庭園桜花満開ニ付、観花園遊会御催被遊候ニ付、沼田順匡并御出入ノ安森夫婦、俣利吉、小合村平野宗七郎、其他奥表一同妻子達、御宴を被下候事、／「戸定備忘録 第三号」四月三日 一、庭園花盛ニ付奥表一同、安森・平野	同十五日曇（中略）一、水戸新青年会会員、井坂孝外二十四名、小金西新田草狩トシテ昨十四日相越、帰途御機嫌トシテ狩獲ノ初茸献上セリ、於御庭園御寿司御酒被下処、暫時休息退邸セリ、（後略）	同十六日曇（中略）新青年会ニ拾余名小金辺へ遠足帰途、参邸、茶菓ヲ賜ハリ、御庭ニテ休憩ヲナシ、退邸セリ、（後略）	同二十二日晴（中略）一、新青年会三拾名、武定様御授爵御祝儀ヲ兼遠足トシテ来ル、一同御庭ニテ立食ヲ賜リ、午后三時一同??ヲ尽シテ帰レリ、（後略）	史料原文（特記しない場合、典拠は「日誌」による）
				同八日曇 午前十時 五位様御来邸、森扨従セリ、同十一時三十分 岩倉公爵、香川敬三、山口正定、長田桂太郎来邸（兼テ御招待ニ付）三位様 五位様御玄関迄御出迎、御本間ニ通シ茶菓子ヲ出ス、漸シテ鯉こくの吸物、さしみ、鮭ノ焼物、「虫損」リ、すノ物、口取（八百松出仕）茶碗もり等ニテ酒ヲ饗ス、后チ汁煮者、碗もりニ飯ヲ出セリ、食事後御庭回覧シ午后三時過キ各々欲ヲ尽シテ退邸セリ、同四時三十分 五位様御婦リ森扨従ス、料理人平三郎帰ル、（後略）	

二九年間に三二件確認できる【表2】。この中には、【表1】でも紹介した御庭拝見で飲食などの他要素を含む事例や、座敷と庭園を共に用いている例、さらには複数要素が同日に行われた

例もあるが、来客たちがどのように戸定邸と庭園を楽しんだのかを知るために、事例として紹介する。

11	10	9	8	7	6
明治 31	明治 30	明治 30	明治 29	明治 28	明治 27
5	10	5	11	4	4
8	28	9	15	21	29
1898	1897	1897	1896	1895	1894
写真・御庭 焼	飲食・遊戯	飲食・遊戯	回遊・運動	飲食・遊戯	飲食・運動
在宅	在宅	在宅	在宅	在宅	不在
德川慶喜・同七男久・九男誠・十男精・同側室中根幸、徳川家達公爵・同嗣子家正、徳川篤敬侯爵、徳川厚男爵	学習院教官・生徒	水戸新青年会	弘道会員	徳川總子侯爵夫人・昭子・政子、水戸新青年会	水戸新青年会
「日誌」同八日晴午後雨(中略)一、巢鴨様・千駄ヶ谷様御招待二付、小梅様午前九時御参邸被遊タリ、山中新・福原修・大串貫齋御手伝シテ参邸、川辺ハ前日ヨリ、一、車鴨様・千駄ヶ谷様・同若様・徳川厚様・久様・誠様、精様、二、岡田十九分着ク之列車ニテ御参邸、お幸并ニ御家扶新村猛雄、別段御召之、御供二、午前田・村上、曲淵・成田ナリシ、御献立ハ八百松御料理・更級蕎麦・草たんこ等被進、御写真・陶製・円遊落シはなし御慰ミアリ、午後四時二十六分上り列車ニテ御帰京被遊タリ、(後略)／「戸定備忘録 第四号」同八日、一、午前九時過巢鴨様・千駄ヶ谷様・家正様・厚殿・久殿・誠殿・精殿并ニお幸来莊、午后四時御帰京、其間写真撮影并ニ製陶・落語等之余興アリ、一、篤敬も午前九時頃来莊、夕刻帰京之事、	「日誌」同二十八日晴(中略)一、学習院教官并ニ生徒五拾余名、遠足トシテ当地ニ至リ、庭園拝見ノ為午後三時頃参邸、庭園ニテ茶菓ヲ供シ、生徒諸氏芝生ニテ種々ニ遊戯ヲナシ、充分ノ欲ヲ尽シ、同四時半頃退庭セラレタリ、／「戸定備忘録 第四号」同廿八日、一、学習院中学課生徒五十三名遠足之為メ、本日当町へ来リ一泊ニ付、午后三時頃ヨリ同院教授実吉益美氏引率来莊二付、茶菓ヲ振舞、猶庭前ニ於テ種々之遊戯等ヲ催シ、四時半過旅宿へ戻ル、	「日誌」同九日曇(中略)一、水戸新青年会員三十六名、御機嫌伺トシテ、午前十一時参邸、御庭ニテ午餐ヲ賜リ、御園中ニテ種々之遊戯ヲナシ、充分之欲ヲ尽シ、午后三時帰京セリ、一、武定様、右青年会御同伴ニテ御参邸、午后四時二十六分汽車ニテ御帰京被遊タリ、(後略)／「戸定備忘録 第四号」同九日、一、水戸新生年会員三十五六名、遠足トシ午前來莊、武定モ同行之事、例之通り午飯ヲ振舞、三時頃迄庭中ニ於テ種々之遊戯ヲ為シ、帰京之途ニ着ク、武定ハ四時過之汽車ニテ帰京ス、	「日誌」同九日曇(中略)一、水戸新青年会員三十六名、御機嫌伺トシテ参邸、酒着并ニ昼餐ヲ饗シタリ、而シテ同員一同御庭園内逍遙も竹刀等ノ運動ヲナシ、欲ヲ尽シテ午後二時退園帰京シタリ、一、弘道会員廣岡逸人外拾名、御機嫌伺トシテ参邸、酒着并ニ昼餐ヲ饗シタリ、而シテ御園ノ御宴アリ、一、水戸青年会員井坂孝始メ廿四名、午前十一時過参邸、拜謁後、御機嫌ニ於テ昼食ヲ賜ル、了テ芝生ニ於テ剣舞ヲ演シ候事、	同廿九日曇(中略)一、水戸青年会生徒幹事井坂孝始二十七名爲御機嫌伺・運動ヲ兼ネ参邸、閉順様ニモ同シク御運動トシテ被爲入、書生徒等屬従、御庭園於芝野ニ於テ御酒御中飯被下、終日運動、午后二時過退邸、夫より芝又帝釈天迄回、帰京被遊事、(後略)	

17	16	15	14	13	12	
明治33	明治33	明治32	明治32	明治31	明治31	
6	5	5	4	5	5	
9	6	7	3	27	14	
1900	1900	1899	1899	1898	1898	
飲食	遊戯	遊戯	回遊	写真・御庭焼・回遊	飲食	
在宅	在宅	在宅	在宅	在宅	在宅	
	水戸新青年会	水戸新青年会	大塚教師・竹村教師	有栖川宮威仁親王・同妃慰子、有馬留子（韶仁親王第四女子）、徳川慶喜（織仁親王外孫）、徳川篤敬侯爵・夫人總子、徳川昭子	東葛飾郡長中山欽一郎、檜山信邦警察署、長大川一水稅務署長、鈴木平兵衛町長ほか	
同九日晴（中略）一、菓鴨公其他主氣官二山口慰正・米田虎雄・岡崎氏ト属官二名二ハ御獵地鶴狩ノ途路御立寄相成、午餐ヲ御園内ニテ召上リテ御退邸被遊候、上公ニハ御同伴、市川辺マテ御出ノ処、午后五時頃御帰邸被遊候、御供トシテ安食裕出張セリ、	同六日快晴（中略）一、水戸新春年會員朝名省三外三十一名春期遠足ヲ兼、御機嫌伺トシテ参邸、昼飯並ニ柏餅ヲ賜リ、御庭前ニ於テ手刀球投劍舞等ノ快遊ヲ許サレ、午後三時頃一同帰邸シタリ、	同日快晴（中略）一、水戸新春年會員式拾五名常例之通り御機嫌伺ヒトシテ参邸、午餐ヲ賜リ、雨間御庭ニテ種々遊戯ヲナシ一同歡シ尽シ午後三時退邸セリ、一、囃順様・武定様青年會員御資格ニテ午前十時三十分気車ニテ御來邸、午後六時四十分次気車ニテ御帰邸被遊タリ、	同三日雨（中略）一、御子様方師匠大塚某・竹村某御招ニ付参邸、昼餐ヲ賜リ、御庭園ヲ逍遙シ、午后四時三十五分上リ列車ニテ帰京セリ、（後略）	同日雨（中略）一、水戸新春年會員式拾五名常例之通り御機嫌伺ヒトシテ参邸、午餐ヲ賜リ、雨間御庭ニテ種々遊戯ヲナシ一同歡シ尽シ午後三時退邸セリ、一、囃順様・武定様青年會員御資格ニテ午前十時三十分気車ニテ御來邸、午後六時四十分次気車ニテ御帰邸被遊タリ、	同日雨（中略）一、有栖川宮殿下御招待日ニツキ、一同早朝ヨリ掃除ニ着手ス、午前八時半小梅御面所様ニハ福原并ニ女中よし・きよ御供ニ御参邸、汽笛壹声、有栖川威仁親王・同御息所・精宮様、菓鴨公ニハ附添武官并御家扶御家從ヲ隨、御徒歩ニテ御参邸、時二午前九時三十分暫時御休息アリテ、写真其他陶器製造ナド御覽アリ、御昼食後ハ園内御散歩アリテ、午後四時御機嫌麗ハシク御帰途被遊タリ、一、當時有數ナル力土常陸山御機嫌伺ト為参邸之処、一、小梅御面所様ニハ、午後六時福原并よし・きよ御供ニテ御帰京、（後略）ノ「戸定備忘録 第四号」同廿七日 一、午前九時頃威仁親王殿下并ニ妃殿下・菓鴨様・有馬精子殿御一同御來莊、午餐ヲ指上、折柄水戸之角力・常陸山來莊之処、殿下御前被召、御手酌ニテ酒ヲ賜フ、午后製陶御覽、四時過帰京之事、篤敬・總子モ早朝ヨリ來莊、夕刻帰京、但シ昭ハ兩三日滞莊之事、	「日誌」同十四日曇（中略）一、中山郡長・岩倉判事・山下檢事・檜山署長・大川稅務署長・大川駅長・鈴木町長、午后二時参邸、御庭ニ於テ茶菓・ヒール・寿シ等ヲ賜リ、五時頃退邸セリ、ノ「戸定備忘録 第四号」同十四日 一、午后東葛飾郡長中山氏等六七名來莊、庭中東家ニ於テ茶菓ヲ振舞フ、

21	20	19	18
明治 36	明治 35	明治 34	明治 33
4	4	10	10
5	22	21	21
1903	1902	1901	1900
回遊	回遊	御庭拝観・ 飲食	飲食・運 動・贈答
在宅	在宅	在宅	在宅
松平頼壽伯爵・夫人昭 子、徳川總子・政子・ 敬子・敬信	皇太子嘉仁親王、有栖 川宮威仁親王	学習院教官・生徒	学習院教官・生徒
同五日晴(中略)一、松平頼壽様・同奥方様、小梅ヨリ松御殿様・政子様・敬子様・敬 信様、午前十時三十分着之汽車ニテ御来邸、御供ニハ松平様ヨリ芹沢外女中との、小梅 ヨリ古川哲、女中四人、御膳所御料理之饗応之上、御庭園御道通(後略)	遊由ニ拝見ス、(後略)	同廿一日雨(中略)一、午前十一時学習院生徒四拾名余(内 皇族、有栖川宮若宮殿 下・北白川若宮御二方、久邇ノ宮若宮御二方御同伴ニアリ)教授三名引率シテ修業旅行 トシテ習志野ヨリ帰途、当地へ廻遊之趣キニテ御来邸、芝生ニ於テ自分并ヲ召セラ レ、当邸ヨリ菓子柿并ニヒール等ヲ饗し、芝野ニ於テ各自種々運動ニ興ヲ得、猶 上公 ヨリ各人へ孔雀ノ尾毫本ツ、贈下し、一同歡喜之状ナリシ、午后一時十九分列車ニテ帰 京之趣ヲ以テ十二時三十分頃退邸セラレタリ、(後略)	同廿一日晴(中略)一、学習院生徒六拾余名、船橋地方へ遠足ノ途次、御庭拝観トシテ 參邸、庭内ニテ茶菓ヲ饗シ、御庭内ヲ通過シ午後三時三十分市川へ向ケテ發程セリ、 同廿二日晴(中略)一、午后十二時三十分松戸警察署巡查部長伺候来云、本日午後皇太 子殿下當邸へ行啓相成旨小松川警察署ヨリ通知アリ、巨細ハ御邸ニテ伺合ス可キ旨故參 邸スト述フ、因テ當邸ニハ何等ノ御通知モ無之旨ヲ答フ、某ニハ直ニ退邸ス、一、同 一時二十分東宮職ヨリ下記電報達ス、ハ皇太子殿下、午后一時御出門、其邸へ行啓被 出、御用意ニ不及、東宮職、右之御報ニ接シ、一同周章諸事準備ヲ成ス、同二時三十 分御着鞞報アル、太公ニハ御門外ニ奉迎ス、殿下ニハ有栖川宮殿下并ニ侍従長、外十 数名ヲ從ハセラレ、御徒歩静々御臨邸被為在、太公ノ御先導ニテ玉座被為成、少時御休 憩後、直子様・温子様・秋庭殿ニ拜謁被付仰、当日ハ天氣晴朗ニシテ園ノ晚桜ハ長ニ 開キ、躑躅又英ヲ発シ、行啓ヲ喜ブモノノ如シ、殿下ニハ御座敷内ヲ御一覽ノ際、常 ニ室ノ一隅ニ御飾付ノ服装ニ御注目被為遊、御下間アリシ由ハ右ノ御品ハ太公維新前 幕命ニテ欧州へ派遣セラレタル時ノ服装ニ候、殿下ニハ親シク玉串ヲ園ニ進メラレ、 眺望ノ名区ナル御意モアリシヤ漏承ル、暫時御休憩后、供奉ノ人々ヲ從ヒ還啓被出仰、 時ニ午后四時三十分、当日ノ行啓ハ御微行ノ故ヲ以テ御手輕之儀ニ拝見ス、御召用馬車 并ニ供奉之馬車ハ江戸川向へ御留置ニ相成、有栖川宮殿下ニハ、往復自転車ニテ供奉被 遊由ニ拝見ス、(後略)

28	27	26	25	24	23	22
明治 41	明治 39	明治 39	明治 38	明治 38	明治 38	明治 36
4	10	4	7	4	4	5
26	28	11	9	28	6	3
1908	1906	1906	1905	1905	1905	1903
飲食・運 動・遊戯	飲食・運 動・遊戯	回遊・飲 食	回遊	写 真	回 遊	飲 食・遊 戯・運 動
在 宅	在 宅	不 在	在 宅	在 宅	在 宅	在 宅
水戸新青年会	水戸新青年会	凱旋軍人	松平頼壽伯爵・夫人昭子・母千代子、徳川總子・政子・敬子	徳川慶喜公爵、徳川達道伯爵・夫人鐵子、徳川厚男爵・夫人里子	松平頼壽伯爵・夫人昭子、徳川總子・政子・敬子	水戸新青年会
同廿三日晴（中略）一、水戸新青年会員十六名、例年之通り参邸、侯爵様ニモ御一行ニアリ、御庭先吾妻屋ニ於テ昼餐ヲ賜リ、芝生ニテ遊戯運動ヲナシ、午後三時頃退邸セリ、（後略）	同廿六日曇南風強（中略）一、子爵様并ニ敬信様ニハ午後〇時三十分青年会員岡本端蔵外廿三名ト御同行ニテ御来邸、午後四時御帰邸被遊タリ、一、山本信要、山中新太郎ハ青年会員トシテ午前十一時前参邸シタリ、一、青年会員岡本端三「ママ」外廿六名ハ、御庭内吾妻屋ニテ昼餐ヲ賜、食後御芝塲ニテ相撲并ニ騎相撲其他遊技ヲ試シ、午後三時茶菓ヲ賜リ、同四退邸帰京シタリ、	同廿八日晴（中略）一、水戸新青年会会員三拾余名、遠足トシテ伺候、午餐并ニ茶菓之御下賜アリ、御庭内ニテ目カクシ・球投ケ等ノ運動ヲナシ、午後三時退邸、市川ノ経テ帰京ノ途に就キタリ、一、子爵様并ニ敬信様ニハ手塚任御供ニテ右会員ト御同行ニテ御来邸之処、午後六時半御帰邸被遊タリ、（後略）	同九日晴（中略）一、午前九時十三分当地着ク汽車ニテ、松平頼壽様御両処并御後室様、又小梅ヨリ松御殿様・政子様・敬子様御来邸、御供之者ハ水道橋様ヨリ戸祭家扶・御政・小み之の兩人、小梅ヨリ古川家扶・女中よし・すま・ひてニテ、終日種々之御慰ミ、又御庭園御散歩等アリ、午後七時十五分上リ汽車ニテ御帰京被遊タリ、（後略）	同廿八日晴（中略）一、小日向様并ニ一橋様御夫婦及ヒ厚様御夫婦、各表奥御供ニテ午前九時半御来邸、御庭園并ニ松戸郊外ニ於テ御写真御撮影之後、午後六時半御一同御帰京被遊タリ、	同廿八日曇午后雨（中略）一、御遠足トシテ松平頼壽様・奥方様、梅邸ヨリ政子様・敬子様ニハ、午前九時三十分梅邸発、小菅村ヨリ千住通りヲ経テ御徒歩、正午一時五十分御着邸被遊タリ、水道橋ヨリ御家扶・女中、梅邸ヨリ塙房・浅沼和雄・木下正義・立原豊三郎、外女中五名并ニ笠間誠之参邸、一同二ハ午餉ノ御饗ヲ賜リ、暫時御園ヲ遊遊シテ、午后四時四十六分上リ汽車ニテ帰京ス、	同廿一日晴（中略）一、凱旋軍人歓迎会総員三百四拾名ニ対シ、庭園縦覧ヲ許シ折詰赤飯并ニ祭奠餅ヲ餐シタリ、（後略）

32	31	30	29
大正 3	大正 3	明治 44	明治 41
10	10	4	5
20	11	5	9
1914	1914	1911	1908
回遊	回遊	回遊	写真・回遊
不在	武定 在宅	武定 在宅	在宅
武定 不在 堀田伴子 (出身)	武定 堀田達孝伯爵・夫人知 子・同五女恵子	武定 在宅 徳川良子、徳川總子・ 英子侯爵夫人・敬信、 徳川武定子爵	武定 在宅 徳川英子、徳川總子・ 敬子・敬信・直子・温 子
内御散歩、午後四時御帰京被遊タリ、	同十一日(中略)一、午前十時四十分発列車ニテ徳川達孝様並ニ同奥方様・恵子様御来邸、早川廣政・女中つな・みや外二宅人御供シタリ、御昼餐後、園内御道遥、午後五時発汽車ニテ御帰邸被遊タリ、(後略)	同日(中略)一、午前十時四十分下り列車ニテ 尾州様御後室、御供奥二人・家令海部昂藏、水道橋奥方様、御供ハ奥一人、御本邸ヨリ松御殿様・奥方様・子爵様、御供塙勇・奥女中すま・むめノ兩人 御来邸、御昼餐饗応後御庭園近ニテ御散策、摘草等之御慰ミアリ、至極御満足ニテ午後五時二十四分発車之列車ニテ御帰邸被遊タリ、子爵様・敬信様にも同時御帰被遊、	同九日晴(中略)一、御招待ニ依リ、徳川英子様并ニ小梅よりノ松御殿様・敬子様・温子様御同伴ニテ、午前十時三十三分汽車ニテ御来邸、御供ハ八駄ヶ谷様より久貝家扶・女中すか并ニ小梅より福原家扶、女中よし・むめ・ふゆ等ナリ、同十一時五十六分直子様ニハ女中てる御供ニテ御来邸被遊タリ、午後二時五十分敬信様御来邸被遊タリ、一、英子様御始メ御昼餐後、御写真御撮影、御庭園内御道遥、摘茶等被遊、御晩餐後、午後六時二十九分発列車ニテ御帰邸被遊タリ、(後略)

①恒例行事―水戸新青年会の訪問

これら接客・饗応のうち、恒例行事化していたのが水戸新青年会の訪問である。「日誌」からは、明治二二年から四四年の二二年間に、ほぼ年二回の訪問が確認できる。

たとえば、明治二五年(一八九二)五月二二日に水戸新青年会会員三十名が、昭武二男武定の授爵祝いを兼ね、遠足で訪れ

た際には、「御庭ニテ立食ヲ賜」つている。また、翌二六年(一八九三)一〇月一五日に初茸狩りの帰途に参邸した時にも、「於御庭園御寿司御酒被下処、暫時休息退邸」している。さらに、明治二七年(一八九四)四月二九日には、「御機嫌伺・運動ヲ兼ね参邸」し、水戸徳川家嗣子(のち一三代当主)願囑もこれに同行している。この時もやはり、「御庭園於芝野ニ於テ



【図1】「於松戸多勃都会之節撮影」 1905.11.15
徳川昭武撮影 74cm×9.5cm 松戸市戸定歴史館所蔵（松戸徳川家写真1-3-1-2-7）



【図2】「別邸東屋集合」 1906.5.20
徳川昭武撮影 9.8cm×14.5cm 松戸市戸定歴史館所蔵（松戸徳川家写真1-3-1-3-166）



【図3】「松戸庭園ニ於テ毬遊之図」 1898.5.8
徳川慶喜撮影 鶏卵紙 10cm×14.9cm 松戸市戸定歴史館所蔵（松戸徳川家写真1-3-1-3-107）

御酒御中飯被下、終日運動」した後に退邸している。
その後も、明治二八年（一八九五）四月二日には「御庭園ニ於テ昼食ヲ賜」った後に、「芝生ニ於テ劍舞ヲ演シ」たり、明治三〇年（一八九七）五月九日条にも「御庭ニテ午餐ヲ賜り、御園中ニテ種々之遊戯ヲナシ」帰京したとの記事が見られる。

彼らが昼食を供された場所については、「御茶屋」（明治三四

年五月一九日）、「御庭先吾妻屋」（明治三六年五月三日）、「御庭内吾妻屋」（明治四一年四月二六日）との記載があり、敷地西南端の崖地にあった東屋と考えられる。この東屋が接客に用いられていた様子は、昭武自身が撮影した写真【図1】【図2】からも明らかである。

また、運動・遊戯についても、「園芝生」（明治三四年五月一日九日）、「芝生」（明治三六年五月三日）、「御芝壺」（明治四一年

四月二六日)のように、表座敷棟を囲む形で構成された芝生の上で、「劍舞」(明治二八年四月二二日)、「手刀・球投・劍舞」(明治三三年五月六日)、「撃劍・相撲」(明治三四年五月九日)、「御庭内ニテ目カクシ・球投ケ等ノ運動」(明治三九年一〇月二八日)、「相撲并ニ騎相撲」(明治四一年四月二六日)が行われていた。これも慶喜が撮影した写真〔図3〕から、その雰囲気を感じ取れるだろう。このように、庭園で飲食し、休息や運動するのが恒例となっていたのである。

② 飲食

恒例行事化していた水戸新青年会の事例を含めて、庭園使用として最も多いのが、飲食(十三件)である。ひとくちに飲食といっても、場所や内容はさまざまである。

たとえば、学習院生徒の事例(明治三〇年・三三年・三四年)を見ても、差異が見られる。御庭拝見(明治三〇年十月二十八日)の時には「庭園ニテ茶菓ヲ供シ」たのみだが、明治三年一〇月二二日に修学旅行の一環として訪問した際には、それぞれが「芝生ニ於テ自分弁当ヲ召セラレ」たこともあってか、「菓子柿并ニヒール等ヲ饗し」ている。もともと、この時には裁仁王(有栖川宮継嗣)、成久王(北白川宮継嗣、後に同

宮三代当主)・同宮家王子(年齢的に北白川宮家四男輝久王^{てるひさ}後の小松侯爵か)、鳩彦王(久邇宮家八男、後の朝香宮)・稔彦王(久邇宮家九男、後の東久邇宮)という皇族が五名含まれていた点も考慮すべきかもしれない。翌三四年一〇月二二日の御庭拝見では、再び「庭前ニテ茶菓ヲ饗シ」ただけである。

メニューと場所が明らかとなる事例もある。明治三二年五月一四日に東葛飾郡長中山欽一郎、檜山信邦松戸警察署長、大川一水松戸税務署長、鈴木平兵衛松戸町長ら²³⁾が訪れた際には、「御庭ニ於テ茶菓・ヒール・寿し等」を供している。さらに、同日の昭武の日記「戸定備忘録 第四号」には「庭中東家ニ於テ茶菓ヲ振舞フ」とあり、先に述べた東屋が饗応の場として用いられている。

また、明治三九年四月二二日の凱旋軍人歓迎会では、来訪者に「折詰赤飯并ニ祭饗餅」が供されている。

ここで触れたのは、あくまでも飲食の場として庭が用いられた事例である。座敷での飲食後に庭を楽しむことは、当然多く行われていた。

③ 回遊

庭園の楽しみとして、最もメジャーなのが、回遊(二三例)

であろう。「日誌」に出てくる語句は「回覧」「逍遙」「遨遊」「散步」「散策」などさまざまであるが、ここでは「回遊」で統一した。

記録上で最も早いのは、明治一八年（一八八五）一月八日、岩倉具定公爵、香川敬三（後、子爵・伯爵）、山口正定（後、男爵）、長田銚太郎（旧幕臣、式部官）を戸定邸に招待した事例である。彼らは午前十一時三〇分、東京の本邸より訪れた徳川篤敬侯爵の出迎えを受け、「御本間」に通され、「茶菓子」を供された。その後「鯉こくノ吸物、さしみ、鮭ノ焼物、「虫損」リ、すノ物、口取（八百松出仕）茶碗もり等ニテ酒ヲ饗」され、さらには「汁煮者、椀もり二飯」の接遇を受けた後に、「御庭回覧」し、午後三時過ぎに「各々飲ヲ尽シテ退邸」している。このように、座敷で飲食の饗応を受けた後に庭園を回遊する事例は、他にも多く見られる。

たとえば、明治二九年（一八九六）一月一五日に弘道会員廣岡逸人ら十五名が参邸した時には、「酒肴并二昼餐ヲ饗シ」た後に、「御庭園内逍遙」をしている。また、明治三二年（一八九九）四月三日に子供たちの恩師である大塚教師・竹村教師を招いた際も、「昼餐ヲ賜リ、御庭園ヲ逍遙」するコースを辿っている。

昭武が勲二等に昇進した直後、明治三六年（一九〇三）四月五日に戸定邸を訪れた近親者たちも、「御膳所御料理之饗応」を受けた後、やはり「御庭園御逍遙」をしている。このようなケースは「午餉ノ御饗ヲ賜リ、暫時御園ヲ遨遊」（明治三八年四月六日・水戸徳川家職員）、「又御庭園御散步等アリ」（明治三八年七月九日・松平頼壽伯爵一家）、「昼餐饗応後、御庭園近ニテ御散策、摘草等之御慰ミアリ」（明治四四年四月五日・徳川義禮侯爵未亡人良子・水戸徳川家一家）、「御昼飯後、御庭園内御散歩」（大正三年一〇月二〇日・堀田正倫伯爵未亡人伴子）など、来客の身分を問わず、数多く見られる。

さらに、明治三五年（一九〇二）四月二二日の皇太子嘉仁親王（後の大正天皇）行啓でも、庭園の回遊が行われている。「行啓」というと、今も昔も大ごとのイメージがあるが、この時は電撃訪問とも言うべき突然の行啓であった。出発三〇分前に松戸警察署巡查部長が来訪し、出発二〇分後に電報（しかも既に出発した旨）が届くという慌ただしさである。電報到着から一時間一〇分後、自転車で供奉した有栖川宮威仁親王や侍従長など十数名の従者とともに、皇太子嘉仁親王の御召馬車が到着した。昭武は「御門外ニ奉迎」し、皇太子は「御徒歩静々御

臨邸」、昭武の先導で邸内玉座に座し、「少時御休憩」となった。昭武三女直子・四女温子、生母秋庭に対面した後、庭園についての記事が続く。

(前略) 当日ハ天気晴朗ニシテ園ノ晚桜ハ長ニ開キ、躑躅又英ヲ発シ、行啓ヲ喜ブモノノ如シ、(中略) 殿下ニハ親シク玉歩ヲ園内ニ進メラレ、眺望ノ名区ナル御意モアリシヤ漏承ル、(後略)

「桜が咲き、ツツジも開き、まるで行啓を喜んでいるかのようだ」日誌を記した職員はこのように表現している。庭園に歩みを進めた皇太子は「眺望ノ名区」と表現したという。江戸川や富士山を望む眺望を評した言葉として、また眺望が回遊の大きな要素のひとつであったことを示す、重要な証言といえるだろう。

また、「園ノ晚桜ハ長ニ開キ、躑躅又英ヲ発シ」という語句からは、桜やツツジなど、その季節の花や植物も来訪者の楽しみであった様子が見えがえる。

④宴會

大名庭園では、しばしば庭園での宴會が行われていたが、戸定邸庭園においては一例にとどまる²⁵⁾。明治二七年(一八九四)四月三日、「御庭園桜花満開」となったため、「観花園遊會」が催された。「日誌」では「園遊會」の語が用いられているが、後述する園遊会とは性格が異なるため、ここでは宴會として取り扱うことにしたい。水戸徳川家家徒(戸定邸詰)であった沼田順匡や、昭武の松戸生活を支えた安藤權左衛門一家、親交のあった平野宗七郎をはじめ、職員やその家族を呼び、宴會を開いたのである。「日誌」だけでは、この宴會がどこで催されたのかはわからないが、同日の昭武の日記「戸定備忘録 第三号」には、はっきりと「庭中ニ於酒ヲ振舞」と記されている。宴會の場としても、戸定邸庭園は用いられていたのである。

⑤運動・遊戯

庭園は運動や遊戯の場でもあった。それは、先述した水戸新青年會の事例や、**【図3】**の写真からも明らかである。「日誌」からは九例が確認できる。

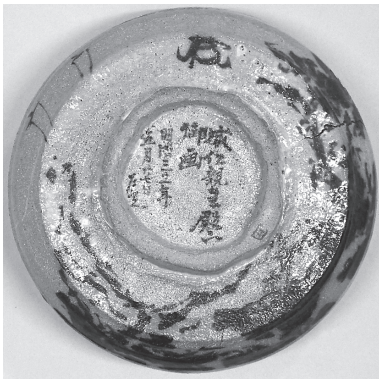
「竹刀等ノ運動」(明治二九年一月一五日)、「芝生ニテ種々ニ遊戯」「庭前ニ於テ種々之遊戯」(明治三〇年一〇月二八日)、「御庭ニテ種々遊戯」(明治三二年五月七日)、「芝野ニ於テ各自



【図4】「湯飲」（松戸徳川家美術工芸品2-4-9）
松戸市戸定歴史館所蔵



【図5】菓子鉢（松戸徳川家美術工芸品2-4-3）
松戸市戸定歴史館所蔵



【図6】底部銘

「種々運動ニ興ヲ得」（明治三三年一〇月二一日）などの記述から、【図3】と同様に表座敷南側の芝生部分が運動・遊戯の場として機能していたと考えられる。

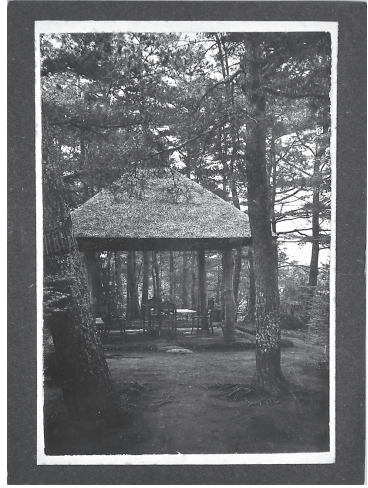
⑥ 御庭焼

戸定邸庭園では、明治二八年（一八九五）八月より「戸定焼」の作陶活動が行われていた。これは江戸時代の大名庭園で焼かれていた御庭焼の系譜に位置付けられる。この戸定焼は、

来客への饗応という側面を持っていた。「日誌」には明治三一年（一八九八）五月八日と二七日に行われた饗応において、御庭焼が楽しまれたとの記述がある。前者では徳川宗家一六代当主家達公爵や先代当主慶喜をはじめとする徳川家の人々を、後者は有栖川宮威仁親王や徳川慶喜（母が同宮家出身）など、有栖川宮家の人々を招待している。後者については、この時に威仁親王が絵付・染付をした作品が現存する【図4～6】。この二日間の饗応は、同年三月二日に慶喜が維新後初めて明治天皇



【図9】 戸定邸客間脇 1905.4.28徳川達道撮影
10cm×14.5cm 松戸市戸定歴史館所蔵
(松戸徳川家写真1-3-5-2-90)



【図7】 戸定邸東屋 1905.4.28徳川達道撮影
14.6cm×9.9cm 松戸市戸定歴史館所蔵
(松戸徳川家写真1-3-5-1-2)



【図10】 「松戸邸」(立体写真) 1905.4.28
徳川慶喜撮影 7.6cm×7.5cm 松戸市戸
定歴史館所蔵 (松戸徳川家写真1-3-6-2)



【図8】 「松戸荘ニ於テ仏国ヨリ持返レル
望遠鏡ニテ東京ヲ望ミツツアル節公」
1905.4.28徳川達道撮影 7.3cm×9.9cm 松
戸市戸定歴史館所蔵 (松戸徳川家写真2-2-
3-12)



【図11】 「松戸邸」(立体写真) 1905.4.28徳
川慶喜撮影 7.6cm×7.5cm 松戸市戸定
歴史館所蔵 (松戸徳川家写真1-3-6-20)



【図13】「總子、英子、敬子、直子、温子」（ガラス乾板） 1908.5.9徳川昭武撮影 松戸市戸定歴史館所蔵（松戸徳川家写真1-3-8-1-5）



【図12】「英子、敬子、温子」（ガラス乾板） 1908.5.9徳川昭武撮影 松戸市戸定歴史館所蔵（松戸徳川家写真1-3-8-1-4）

に拜謁し、実質的な名譽回復がなされた祝宴であったと考えられる²⁸。威仁親王と家達は、考え方こそ違えども、慶喜の名譽回復のキーマンとなった人物であり、徳川家と有栖川宮家、それぞれの立場で慶喜を祝う宴が戸定邸において開かれた。このような重要な饗応に際して、戸定焼はもてなしのひとつとして機能していたのである。

⑦写真

戸定邸庭園は、写真撮影の場としても機能していた。先述した明治三十一年（一八九八）五月八日と二七日の事例においても、来客は「御写真」を楽しんでいる。【図3】は五月八日に撮影された一枚である。この二例も含め、「日誌」からは四例が確認できる。たとえば、明治三八年（一九〇五）四月二八日には、訪問者である徳川達道伯爵・徳川慶喜公爵が教杖の写真【図7～11】を撮影している。また、明治四一年（一九〇八）五月九日の事例においても、主人である昭武が、義理の孫囀順の婚約者英子（慶喜二女）と、これから姑になる總子（囀順母、養子篤敬未亡人）、義妹となる敬子（篤敬長女）、昭武三女直子・四女温子らを撮影している【図12～13】²⁹。この時も水戸徳川家当主の婚約者と、その家族の顔合わせであり、極めて重

要な場であった。饗応の一環に、写真撮影も含まれていたのがある。

3. 戸定邸の園遊会

小括

以上見てきたように、戸定邸庭園での饗応は、恒例行事、飲食、回遊、宴会、運動・遊戯、御庭焼、写真と多岐にわたる。接客・社交・饗応の場として機能する庭園の姿は、江戸時代からの大名庭園の機能を受け継いでいるといえる。最後の水戸藩主であった昭武の存命中、そしてその死後も、庭園での饗応が行われていたのである。繰り返すが、戸定邸庭園は明治時代に築庭された庭園である。もと大名庭園という「場」がそうさせたのではなく、もと大名家という「家」、あるいは、もと大名という「人」が、大名庭園の機能を受け継いでいたのである。

しかし、庭園を饗応の場として用いるのは、明治以降に始まった園遊会とも共通する。そこで本章では、戸定邸で開かれた数少ない園遊会事例を参照しつつ、饗応事例との比較を試みたい。

戸定邸で開催された「園遊会」は、明治二八年（一八九五）六月一日と大正二年（一九一三）一月二日の二例である。東京の華族家の邸宅では園遊会が流行していたが、戸定邸は私邸³⁰（昭武存命中）という性格からか、また郊外という立地のためか、戸定邸の園遊会事例は三二年間にわずか二例（後述の凱旋軍人歓迎会を加えれば、三例）にすぎない。

① 陸海軍凱旋祝賀園遊会

明治二八年（一八九五）六月一日、日清戦争の軍人凱旋を記念し、戸定邸において祝賀園遊会が開催されることになった。五日前の六月一〇日、戸定邸職員（取締）の家扶岩間誠之が「園遊会御用」で出京している。一二日には出入りの植木屋銀次郎ら三人が「売店等御設置方御用」で手伝いのため参邸したほか、交流のあった平野宗七郎にも手伝いの依頼状を出している。³²翌一三日には「当郡長属ヲ始トシテ、諸官衙員并ニ学校教員・凱旋兵士・現役兵士之父兄等」に招待状を送り、一四日には準備全般が整ったとの記述がある。³³そうして開催された園

遊会には「御園内へ御設ノ飲食店」や講演のための座が設けられた。当日は天候不順であったが、日が差ししてくると「御園中逍遙、更ニ芝生ニ於テ大白ヲ傾ケ、万歳ヲ祝シ」た後に散会となった。³⁵

② 武定・繡子夫妻結婚披露園遊会

もうひとつの事例は、昭武の死後、大正二年（一九一三）一月二日に開催された、二男武定の結婚披露の園遊会であった。こちらにも前月二五日より地元有力者への案内状発送が始まり、開催前日には準備が整った。当日は戸定邸の地元・松戸の有力者が集まり、「ピヤールホール店、てんぶら店、団子店、果物店、酒店、蕎麦店」などの模擬店や、「落語、手品」の余興が催された。³⁶

前章で紹介した饗応事例とは異なり、模擬店や舞台など、庭園に仮設の装置を準備し、開催しているのに気付くだろう。饗応事例においても、当然事前準備はなされていたであろうが、「日誌」に特段の記載はされていない。一方、園遊会の場合は、かなり前から手筈が整えられ、数日間にわたる大がかりな準備がなされている。

また、園遊会とは記されていないものの、大がかりな準備という点では、御庭拝見事例として紹介した「表1」17の「凱旋軍人歓迎会」（明治三十九年四月一日）も共通点が見出せる。招待者が三四〇名という大人数であるためかもしれないが、本邸より職員二名が「御手伝」として動員されている。さらに地元有力者である安蒜家の兄弟二名、出入りの大工や職人四名もこれに加わる。また、「余興」のために蓄音機を本邸より取り寄せ、天貴堂（業者？）を雇い入れている。この事例は、園遊会として解釈すべきかもしれない。

小括—庭園の饗応と園遊会

園遊会とは『日本国語大辞典』によると、「祝賀、披露、社交などのため、庭園に模擬飲食店や演芸場を設け、多くの客を招いてもてなす会」とある。³⁷ また同書において、当初は遊園会と呼ばれていたが、明治二〇年前後より園遊会の語が用いられ始め、三〇年代にはかなり流行したとも指摘されている。事実、昭武の日記においても、明治一九年（一八八六）四月九日の三條實美公爵邸で開催された会は「園会」とあるが、明治二一年（一八八八）四月二八日に蜂須賀賀茂韶侯爵の三田綱町邸で開催された会は「園遊会」と記している。³⁸ これ以後、昭武は日記

に「園遊会」と書くようになる。⁴⁵この頃に「園遊会」の語が定着し出したのだろう。

石井研堂は『明治事物起原』において、園遊会の始めを明治一六年（一八八三）四月一六日の大隈重信邸における「遊園会」とする。⁴⁶ここでも仮の小屋が設けられ、立食式のさまざまな模擬店が設営されている。石井は同書において園遊会を「集会の一新様式」と述べているが、庭園に仮設の模擬店や舞台を設ける大がかりな趣向は、江戸時代にも行われている。⁴⁷では、江戸時代に行われた庭園の饗応と園遊会は何が異なるのだろうか。

近藤壮氏は赤坂離宮で明治一三年（一八八〇）一月一日・同一四年（一八八一）四月二六日に始まった皇室年中行事「観桜会」「観菊会」（春と秋の園遊会に相当）を「大名庭園の『園遊』が『観菊会』という形で復活したと換言することもできる」と評する。⁴⁸

「観桜会」と「観菊会」はヨーロッパ王室における交際儀礼（とくにイギリスのガーデン・パーティ）が導入されたものであり、厳密な意味では、江戸時代からの園遊が継承されたわけではない。しかし、近藤氏が指摘するように、庭園という場を持つ影響力が欧州より導入された皇室儀礼に影響を与えた可能

性は充分考えられる。

ただし、一方で異なる点もある。第一章・第二章で見てきた庭園の饗応は「庭園に設けられた既成の装置」（特設の装置は設けない）でなされているが、園遊会は「庭園という場を用いつつ、特設の装置を設ける」という差異がある。この庭園の利用形態の違いについては、今後注意して論じていくべきであろう。

おわりに

本稿では、第一章・第二章において、最後の水戸藩主であった徳川昭武の私邸・戸定邸の庭園で行われた御庭拝見と饗応事例について検討した。御庭拝見は江戸時代と同様、職員や関係者へ許された儀礼、あるいは地元有力者との交際の一環として、明治時代になっても行われていた。庭園の饗応についても、恒例化した行事を始め、遊戯、回遊などの気軽な接客のほか、賓客を招くような重要な饗宴など多岐にわたる。御庭焼や、眺望を楽しみながらの飲食など、接客・社交・饗応の場として用いられている点からも、華族制度下で大正初年に至るまで、大名庭園の饗応機能が継承されていたのである。しかも、

東京の「もと大名庭園」を用いた華族家の庭園ではなく、明治時代に築庭された庭園で行われていた点は特徴的である。これまで指摘されてきたような、「場」や「造形」といった側面ではなく、「もと大名家」や「もと大名」という、「家」や「人」といった面でも大名庭園の機能が受け継がれていた点を明らかにした。

第三章では明治時代中期より流行した園遊会事例を取り上げ、庭園の饗応事例との差異を比較・検討した。庭園の饗応も園遊会も、ともに庭園を社交と接客の場として用いる点は共通するものの、前者は「庭園に設けられた既成の装置を用い、特設の装置は設けない」一方、後者は「庭園という場を用いつつ、特設の装置を設ける」など、その利用方法には差異が存在した。

大名庭園は饗応の庭として作られ、儀礼や交際の舞台・装置として機能してきた。時代が近代へと転換していく過程で、少し前まで大名であった華族たちが、従来の文化を急速に変化させていくわけではない。彼らがある時期まで、大名庭園のもつ儀礼的機能を継承していたという事実は、改めて見直されるべきだろう。

本稿では史料的な制約（『日誌』の現存年が大正四年まで）

があり、「ある時期」がいつまでか、という下限については論じられなかった。この問題については、大名経験者から華族として生まれ育った世代への、世代交代の過程と合わせて論じていく必要があるだろう。今後の課題としたい。

註

(1) 白幡洋三郎『大名庭園』一九九七・四 講談社発行（講談社選書メチエ）。

(2) 佐藤豊三「大名庭園 尾張徳川家の御屋敷と御庭」（徳川美術館発行 江戸のワンダーランド 大名庭園）二〇〇四・一一 徳川美術館発行 五五―六一頁所収。および永井博「偕楽園の領域―徳川齊昭の『庭園』構想」（茨城県立歴史館報）四一―四三 茨城県立歴史館発行 六一―七二頁所収。名古屋城における御庭拝見については、白根孝胤「近世後期における尾張家の植栽空間と大名庭園」（徳川林政史研究所研究紀要）四四―四七 二〇一〇・三 徳川黎明会発行 一―二五頁所収。同「名古屋城庭園の植栽空間と徳川斉朝」（徳川林政史研究所研究紀要）四八―五三 二〇一四・三 徳川黎明会発行 一―六頁所収）がある。このほか、大名庭園についての最新の見解として、原史彦「徳川将軍と庭・大名庭園の変容」（広島県立美術館編『大名庭園展』二〇〇九・四 広島県立美術館発行 三〇―三二頁所収）などが挙げられる。

(3) 近藤壮「大名庭園『西園』と赤坂離宮―『赤坂御庭園』をめぐって」（和歌山市立博物館研究紀要）二〇号 二〇〇六・三 和歌山市立博物館発行 三〇―五八頁所収。および同「紀伊徳川家の庭園『西園』」（広島県立美術館編『大名庭園展』二〇〇九・四 広島県立美術館発行）

- 行四二―四三頁所収)
- (4) 金行信輔「武家庭園の近代―江戸から東京へ」(玉蟲敏子編『講座日本美術史第五巻(かざり)と(つくり)の領分』二〇〇五・一〇) 東京大学出版会発行六一―九一頁所収。
- (5) 大塚栄三『益田克徳翁伝』二〇〇四・一一 東方出版発行二七二―二七八頁。
- (6) 近代数寄者の自然主義庭園観については、熊倉功夫『近代数寄者の茶の湯』一九九七・二 河原書店発行一八〇―一九一頁、尼崎博正『図説茶庭のしくみ』二〇〇二・三 淡交社発行九〇―九七頁を参照。また、山縣有朋の庭園観については前掲註(4)二七八―二八二頁、高橋箒庵『山公遺烈』一九二五・四 帯文社発行三三―三五頁、鈴木博之『庭師小川治兵衛とその時代』二〇一三・五 東京大学出版会発行六一―六七頁、七九―八四頁による。根津嘉一郎の庭園観については、根津翁伝記編纂会編『根津翁伝』一九六一・一一 根津翁伝記編纂会発行三九二―三九六頁による。
- (7) 尼崎博正「植治のデザイン」(尼崎博正編『植治の庭』一九九〇・一〇 淡交社発行 二二五―二二〇頁所収)。
- (8) 前掲註(1)白幡氏著書二四六―二四八頁。
- (9) 戸定邸と庭園については、齊藤洋一「戸定邸とその庭園」(『日本庭園学会誌』二三号 二〇一〇・一〇 日本庭園学会発行 三五―五六頁)所収。同「戸定が丘歴史公園と千葉大学松戸キャンパス」(田中典子編『庭園の記憶』二〇〇九・一一 松戸市教育委員会発行 九九―九九頁)などを参照。
- (10) 平成六年一月二一日文化庁報道発表(史跡等の指定等について)。
- (11) 「官報 号外五〇号」平成二十七年三月一〇日告示 文部科学省告示第三九号。
- (12) 藤井英二郎「日本庭園史における戸定邸庭園の特徴と価値」(『旧徳川昭武庭園(戸定邸庭園)調査報告書』二〇一四・七 松戸市教育委員会発行 所収)、同「甦る徳川の庭―旧徳川昭武庭園の特色と価値」(二〇一四・一一・一二 講演、於松戸市市民ホール)。
- (13) 松戸市戸定歴史館所蔵、松戸徳川家文書一―一三三―三三三。個々の日誌はさまざまな題名で記されており、「松戸御別邸日録」、「松戸々々定御別邸日録」、「松戸御別邸日誌」、「松戸御別邸日記」、「戸定御日記」、「御日記」とは様ではない。そこで所蔵する松戸市戸定歴史館では戸定邸日誌の史料名で統一している。
- (14) 松戸市戸定歴史館所蔵、松戸徳川家文書一―一三三―一三三―一四一、一六―一七。「戸定備忘録」は第一号(第五号まで)である。
- (15) なお、御庭拝見の定義については、白幡洋三郎氏が前掲註(1)二二二頁で説く「招待されたわけではない、庭園をとかく見てみたいとの望み」「饗宴への招待でもなければ、茶菓の接待、酒肴の接待でもない」に従うこととする。
- (16) 前掲註(1)一七三―一七五頁。
- (17) 明治七年九月二五日に陸軍少尉に任じられ、明治一一年九月一日付で退官している。柏木一朗「徳川昭武の陸軍少尉時代の日記について」(『戸定論叢』四号 一九九五・三 松戸市戸定歴史館発行七八―八七頁所収)。
- (18) 水戸藩出身者が入団している点や、昭武自身も時おり散歩で教導団を訪れている。また、戸定邸井戸掘りの際には、教導団の井戸を職員に視察させている。
- (19) 武定の学歴については柏木一朗「戸定歴史館解説シート 松戸の殿様徳川武定」一九九六・二 松戸市戸定歴史館発行による。また、圀順の学歴については、「徳川圀順を偲ぶ」一九七・九 徳川圀齊発行四一―四二七頁による。圀順は後に学習院中等科に転入しているが、菊地大麓院長時代(一九〇四―一〇五)であり、学習院生徒が御庭

- 拝見した時期には直接関係はなかった。前掲『徳川園順を偲ぶ』三九九頁による。なお、園順の父篤敬の学習院回遊については、浅見雅男『学習院』二〇一五・二 文芸春秋発行（文春新書）一三三―一三四頁を参照。
- (20) 藤井英二郎「千葉大学園芸学部のキャンパスと庭園」『田中典子編』庭園の記憶』二〇〇九・一一 松戸市教育委員会発行九二―九六頁所収。林脩巳については、小泉力「林脩巳先生のこと」〔花葉』三三三号 二〇一四・一二 花葉会発行二二―二五頁所収〕を参照。
- (21) 宮村警察署長の名については、千葉県東葛飾郡教育会編『千葉県東葛飾郡誌』一九三三・六 千葉県東葛飾郡教育会発行 一六九―一七一頁の松戸警察署歴代署長一覧による。
- (22) 順天堂の医師たちの名前については、『順天堂史』上巻 一九八〇・五 順天堂発行七八―七九六頁、七九八―八三〇頁による。
- (23) 明治二〇年前後に水戸地方出身者で東京遊学する者がお互い切磋琢磨しあうために創設した会。『水戸育英会一〇〇年の歩み』二〇〇七・一二 財団法人水戸育英会発行一―二二頁による。
- (24) 人名については、前掲註(21) 東葛飾郡長（二二七―二二九頁）・松戸警察署長（二六八―二七一頁）・松戸税務署長（二九四―二九五頁）による。松戸町長の名については、松戸市史編纂委員会編『松戸町誌・小金町誌』一九六四・一（初出一九一七） 松戸市役所発行一八五頁による。
- (25) ただし、これは庭園で宴会が行われた事例であって、座敷で観桜会や観梅会が開かれた事例は多数存在する。
- (26) 戸定焼および昭武の作陶活動については、別稿を準備している。
- (27) 前掲註(1) および(2)。
- (28) 齊藤洋一「徳川慶喜を巡る三つの視点」〔松戸市戸定歴史館・静岡市美術館編』没後一〇〇年 徳川慶喜』二〇一三・一〇 松戸市戸定歴史館・静岡市美術館発行五一―一頁所収）、および同書一一八頁「古写真 戸定邸の庭で遊ぶ子供たち」解説。
- (29) 昭武の撮影記録「カビネ形ゴタク撮影控」〔松戸市戸定歴史館所蔵、水戸徳川家文書一―一六―三―一六）。
- (30) 松戸徳川家の本邸は現在の東京都墨田区にあった小梅邸である。昭武の本籍地であり、出京中は同邸に滞在していた。詳細は拙稿「小梅邸の実像を求めて」〔松戸市戸定歴史館編『徳川昭武の屋敷 慶喜の住まい』二〇一―一・一〇 松戸市戸定歴史館発行六〇―一七〇頁所収〕を参照。
- (31) 「日誌」明治二八年六月一〇日条「十日晴 一、岩間誠之、園遊会御用二付出京、午后十時帰荘、（後略）」。
- (32) 「日誌」明治二八年六月二日条「十二日（中略）一、銀次郎外三人園遊前二付、売店等御設置方御用二付、為手伝呼寄候事、一、園遊会二付、平野宗七郎為御手伝参邸ノ儀、依頼状を出候事」。
- (33) 「日誌」明治二八年六月一三日条「十三日晴 一、来ル十五日、日清■■■二付、陸海軍隊凱旋為祝賀於御邸内ニ園遊会御催候二付、当郡長属ヲ始トシテ、諸官衛員并ニ学校教員・凱旋兵士・現役兵士之父兄等御招キ被遊候二付、久々招寄状可出候事」。
- (34) 「日誌」明治二八年六月一四日条「十四日晴（中略）一、園遊会御準備、全々相整候事」。
- (35) 「日誌」明治二八年六月一五日条「十五日 一、兼テ御予定之通り、本日園遊会御挙行ニ付テハ、先々之御準備相成候処、折悪敷度昨夜十二時過より雨降出し、今朝二至り雨猶未止、此姿ニテハ後日ノ外致方無之ト、同苦慮被在之処、午前九時比より雲行も宜く、雨も且々相止、漸ニ快霽之模様ニ付、愈御実施ノ事ニ御決定、御庭前ノ大団旗及裏御門へも国旗ヲ交又シ、而シテ御園内へ御設ノ飲食店ヲ開キ、委員ヲ配置シ、万事御準備ノ折柄、小梅上公并ニ奥方様及御子様方ニも御

- 参郎、引続キ御招寄ノ来会者ニも参郎ニ付、老公ニハ御庭御門内へ安
 蒜權左衛門ヲ御召連、御出迎、一々来会者へ御会釈被遊候、即チ時宜
 ヲ計リ、益々為余興御設ノ講師林伯鶴ヲシテ、日清交戦中ノ迎話ヲ演
 述セシメタルニ、講談ヤヤ炎ハニラント移シシ比、俄ニ雲行不宜、雪
 雨降出候ニ付、不得テ御座敷内へ講席ヲ移シ、猶數刻演述、午后四時
 過終局ヲ告ルモ、雨雪不止、依テ猶御同所ニ於テ各飲食店ヨリ酒肴ヲ
 持運ヒ、御興心ニ相成処、一同御祝盃ヲ三献、十分飲ヲ尽シ候処、幸
 ニ二毛モ休ミ、少々日光モ相現れ候ニ付、一同御座敷ヲ辞シ、更ニ御
 園中逍遙、更ニ芝生ニ於テ大白ヲ傾ケ、万歳ヲ祝シテ一同退散、帰途
 御赤飯折詰へ旭日ノ御盃ヲ添へ、各員へ被下候事(後略)「および
 「戸定備忘録 第三号」明治二八年六月一五日条「同十五日 一、平
 和回復軍隊凱旋ヲ祝スル為メ、本日園遊会相催シ、郡役処員、裁判所
 員、警察員、学校教員、町区会議員等百余名招待、午后二時より来
 会、余興ハ白鶴ノ戦地実見講談、折悪敷会半ニ至ラズ大雨ノ為メ各手
 当ニ相違ヲ生シ甚遺憾ナリシ、六時半一同退散ス、本日ハ篤敬・於總
 初メ子供一同並ニ川辺初モ来莊ス、来会ノ諸員ハ祝盃ス、左ノ歌一葉
 ヲ添贈ル たくひなきみよのひかりをあうきつつ万代呼ふ今日ノ楽
 々しさ」。
- (36) 「日誌」大正二年一〇月二五日条「同廿五日晴(中略) 一、来月二日
 園遊会御開催ニ付、郡長其他へ御案内状發送シタリ」。
- (37) 「日誌」大正二年一二月一日条「十一月一日晴(中略) 一、園遊会準
 備ヲナシタリ」。
- (38) 「日誌」大正二年一二月二日条「同二日晴(中略) 一、結婚御披露之
 為當町重立タルモノ即チ園芸学校教授・郡長・同書記・稅務署長・同
 書記・警察署長・同警部補・登記所長・町役場員・小学校職員一同、
 松戸町議員等招待、園遊会御開催相成リタリ、其接待、模擬店、余興
 等左、ヒヤールホール店、てんぷら店、団子店、果物店、酒店、蕎麦

- 店、落語、手品ニテ、会スルモノ百余ナリキ、(後略)」。
- (39) 「日本國語大辞典 第二版」二〇〇一・二 小学館発行。
- (40) 「戸定備忘録 第一号」明治一九年四月九日条「同九日 一、午前出
 京午後三時より三条太政大臣邸花園會ニ被招罷越候事」。
- (41) 「戸定備忘録 第一号」明治二二年四月二八日条「同廿八日(中略)
 一、午後三田綱町ナル蜂須賀邸ノ園遊会ニ行ク」。
- (42) たとえば、「戸定備忘録 第二号」には「蜂須賀東京府知事之園遊会」
 (明治23年六月一四日条、「本邸ニ於テ園遊会之催」(明治二五年四月
 一六日条、「有栖川宮殿下御催ノ園遊会」(同年五月九日条)とある。
 また、「戸定備忘録 第三号」明治二七年四月一四日条には「篤敬ノ
 催ニ係ル旧水戸藩園遊会」、「戸定備忘録 第四号」には「新婚披露之
 園遊会」(明治二九年三月二〇日条、「向ケ岡淺野家之園遊会」(明治
 二九年四月五日条)のように表記されている。
- (43) 石井研堂『明治事物起原』七卷 第一四編遊樂部 一九九七・一一
 筑摩書房発行(ちくま学芸文庫)一五二一―一五三頁(原著一九四四)。
 たとえば、「大猷院殿御実紀」寛永元年四月五日条にみえる、將軍家
 光の蒲生忠郷邸御成では、「深林の下にかりの茶店をかまへ、杉皮を
 もて葺き、竹を柱とし」とある。また、「常憲院殿御実紀」元禄一四
 年四月二五日条の桂昌院柳澤邸訪問においても、「園中にごかしこ
 市肆をかまへ」とあり、庭園に仮設の装置が設置されていた様子がう
 かがえる。また、「水戸紀年」文政一一年(一八二八)一〇月二七日
 条に「十月廿七日、御守殿御用達御医師等、後楽園拝観ヲ命セラル」
 種々御滑稽ノ御趣向アリ、先御庭ニ仮リテ見セ蘆葦張リニテ、(中略)
 又一ヶ所ニハ御茶漬ノ見世アリテ、(後略)とあるように、水戸藩上
 屋敷でも御守殿御用達御医師らが後楽園拝観を命じられた際、蕎麦屋
 や茶漬の出店が設けられている。この事例については前掲註(一)白
 幡氏著書六一―一八頁に詳しい。

(45) 前掲註(3) 近藤氏論文(二〇〇六)。

(46) 観菊会については、川上寿代「観菊会小史」(『日本歴史』六三〇号

二〇〇〇・一一 吉川弘文館発行六〇―六七頁所収)、同儀礼の導入

過程については、高木博志『近代天皇制の文化史的研究―天皇就任儀

礼・年中行事・文化財』一九九七・二 校倉書房発行一一四―一一

七頁による。

付記 本稿をなすにあたり、松戸市戸定歴史館長齊藤洋一氏にお世話になつた。末筆ながらお礼申し上げる。